

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

① 人口構造

人口は、平成27年の国勢調査において67,777人。人口を「年少人口（0～14歳）」、「生産年齢人口（15～64歳）」、「老人人口（65歳以上）」の3区分に分けた場合の割合は、年少人口12.3%、生産年齢人口56.9%、老人人口30.8%となっている。約40年後には、人口が35,698人、年少人口8.7%、生産年齢人口49.9%、老人人口41.4%と推計されており、大幅に人口が減少するだけでなく、年少人口及び生産年齢人口の割合が減少し、老人人口の割合が増加することになるため高齢者を支える働く世代の減少が懸念される。

② 産業構造

平成25年度の産業別市内総生産額の割合でみると、第1次産業が6.1%、第2次産業が20.5%、第3次産業が73.4%となっている。

第1次産業は農業と水産業であり、広大な農地と資源豊富な有明海を圃場にして米、麦、大豆、ナス、トマト、アスパラガス、イチゴ、乾燥海苔等の生産が行われている。

第2次産業は、主に製造業と建設業である。製造業については、水産物等の食料品製造業、生産用機械製造業、家具・装備品製造業、金属製品製造業などである。建設業については、土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業などを営む事業所が多く、公共工事受注又は下請負が主となっている。

第3次産業は、主に卸売・小売業、宿泊業・飲食サービス業、医療・福祉関係である。事業所数では、卸売・小売業が最も多い。また、観光都市でもあることから宿泊業・飲食サービス業が次いで多い。高齢化に伴い医療・福祉関係の事業所も増えてきている。

③ 中小企業者の実態等

市内の事業者数は約3,100事業所であり、そのほとんどが中小企業である。その多くが労働力不足、設備の老朽化、消費低迷、後継者問題などの課題を抱えている。最近では、雇用情勢の改善により首都圏への就職が増え、労働力の確保に苦慮している中小企業者も多く、国が進める働き方改革への対応が遅れることも危惧される。

また、老朽化した設備を抱える中小企業者からは、老朽化した設備を新しく

したいという声を聞くが、資金面で断念していることが多いのが現状であり、資金面を後押しするような事業が期待されている。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、筑後地域の中核都市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に60件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

本計画に基づき申請された先端設備等導入計画を認定するにあたり、先端設備等導入計画に設定した計画期間において、先端設備等の導入による労働生産性向上の目標を以下のとおり設定する。

労働生産性の目標伸び率を、基準年度（直近の事業年度末）比で年平均3%とし、5年間の先端設備等導入計画の場合、計画期間である5年後までの労働生産性向上の目標伸び率は15%以上、計画期間が3年間の場合は9%以上の目標伸び率、4年間の場合は12%以上の目標伸び率とする。

2 先端設備等の種類

柳川市の産業は、農水産業、製造業、建設業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が柳川市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

柳川市の産業は、西鉄柳川駅周辺を中心とする市街地から有明海や市境に至るまで広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、柳川市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

柳川市の産業は、農水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が柳川市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

本計画を国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組みは認定の対象としないので、雇用の安定に配慮すること。また、公序良俗に反する取組み、反社会的勢力との関係が認められるもの又は柳川市税を滞納している者が計画する事業については認定の対象としない。